

平成28年6月定例教育委員会会議録

期 日 平成28年6月1日(水)
場 所 南別館3階第2会議室
開始時間 午後1時30分
終了時間 午後5時00分

5 出席者

小西委員長、赤松委員長職務代理者、中原委員、島津委員、黒木教育長

その他の出席者

児玉教育部長、杉元教育総務課長、児玉学校教育課長、東スポーツ振興課長、朝倉生涯学習課長、山下文化財課長、堀之菌学校給食課長、新甫図書館長、後藤美術館長、山下都城島津邸副館長、竹下教育総務課副課長、清水教育総務課主幹

6 会議録署名委員

赤松委員、中原委員

7 開会

○小西委員長

ただいまより、6月定例教育委員会を開催します。

8 前会議録の承認

○小西委員長

平成28年4月定例教育委員会の会議録につきましては、お手元にお配りしています。会議録に記載した内容については、ご異議ありませんか。

ご異議がないようですので、前会議録を承認いたします。

9 会議録署名委員の指名

○小西委員長

本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、赤松委員、中原委員をお願いします。

10 教育長報告

○教育長

それでは、生徒指導の状況についてということで、ご報告させていただきます。

一枚の紙がお手元にあるかと思しますので、それに沿ってお話をさせていただきます。

5月末現在のことでございまして、一番目、非行等、問題行動ということで、4月から5月にかけて起きている事柄です。小学校4件、中学校2件で、小学校は万引き、喫煙、不法侵入ということがありました。不法侵入は、公民館に無断で入って、冷蔵庫の物を食べたということでございます。これは小学校です。喫煙もございましたが、これはもう全部指導はしております。中学校の2件も、実は喫煙、一つは生徒間暴力で、これは、中学生がテストの点数のことで一緒に下校していた友達と口論になって、暴力をふるったということでございます。これは解決をしております。

それから、不登校ですけれども、昨年度と比べると年度当初としては落ち着いている状況でございます。そこにありますように、小学校6名、中学校60名、66名ということで、昨年度から不登校を継続している子どもがほとんどで、57名いるということでございます。そういう意味では、なかなか不登校の状況が改善していない状況だと思っておりますが、新たに増えてい

るのは、継続に比べて、そう増えている状況ではないと思います。

それから、いじめですけれども、いじめは、小学校17校、中学校18校でアンケートを実施した結果がそこにありますように、小学校212件、中学校2件の214件がいじめの認知件数として報告されました。既に解消しているものは63件、学校から上がってきて、解消しているというのが63件で、残りはまだ6月になってどうなったかという報告があるらしいのですが、まだそれは上がってきていないということです。

あとは交通事故です。小学校5件、中学校12件、6件のうち5件は自転車、飛び出しによるものがありました。

それから、不審者、声かけ情報については、計8件がありますけれども、前回報告したところでございますけれども、小学校が5件、中学校が3件で、下半身を出すとかいうのが何件かある。あとは、報告を見てみますと、普通は男の人ですが、今回上がってきたうちの2件は女の人なのです。女の人が声かけをしているのです。1件は、化粧の濃いおばちゃんに、車の中から声をかけられた。これは6年生の男の子。もう一つは、これも対象が男の子ですが、おばちゃんが追いかけてきたということで、今までは中年の男性でありますとか、30歳ちょっとぐらいの男性でありますとかいうことがほとんどだったのです。女性の方が声かけてくるのはなかったのですが、世の中少し変わってきたのかなと思っているところです。

以上、ご報告とさせていただきます。

○小西委員長

お尋ねはありませんか。

○島津委員

交通事故の自転車の件は、常々気になることが多いのですが、結局、加害をしたわけではないけれども、飛び出して、車にぶつかった、ぶつけられたというそういうイメージなのか。

○教育長

これには詳しく書いていないですけれども、本人の不注意と運転者の不注意と両方があります。見通しの悪い路地でありますとか、あとは、点滅のところではぼんと飛び出しているとか、そういうのが報告されています。

○島津委員

もうしばらくすると、夏休み時期でまた子どもが多くなるので、夏休み前には一通りご指導いただければと思います。

○教育長

学校ではその度に指導はしているみたいなのですが、なかなかこれは減らないです。4月が一番多かったですけど、5月は2件、4月に4件起こっておりますので、休みになると、そういうふうに起きてくる可能性がございます。気を付けて指導にあたりたいと思います。

○小西委員長

お尋ねはよろしいでしょうか。

ちょっとお尋ねいたします。

5番目の不審者、声かけ事案なのですが、計8件の情報があつて、そのうち3件の事案については、市内各学校へは情報提供していただいたということで、8件のうちの3件というのは、選択して3件なのですが、あとの5件というのは、さほど情報提供の必要がないというような

判断でしょうか。

○教育長

例えば、実際に追いかけるのか、そういうことではなかったり、一人は、地域の見守りをしている人なのだけど、精神疾患のある人であったりとか、危害は加えないんですけど、そういうものであったりとかいうことで、多分、実害が起きそうな下半身露出でありますとか、追っかけてきたとか、そういうところはきちんと報告をしていると思います。

○小西委員長

ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。4時20分くらいまでを予定しているようですので、よろしくをお願いします。

1 1 議事

○小西委員長

報告第35号、議案第11号の概要を部長よりお願いいたします。

○教育部長

それでは、報告第35号、議案第11号を続けてご説明いたします。

これは、専決した事務の報告及び承認についてということで、内容は、平成27年度3月専決予算ということで、3月議会に間に合わなかった案件で、今回、6月議会のほうで報告がある予算でございますので、そういうことで、ご理解いただければと思います。

内容は、開いていただいて1ページの平成27年の3月、専決予算ということでございます。

歳入の部分は、計60万5千円、歳入歳出も60万5千円ということで、歳入部分につきましては、島津久友委員の義理のお兄さん、堀越様のほうから、島津邸の本宅の襖の修理にぜひ活用してくださいということで、ご寄附をいただきました。その部分を上げさせていただきました。歳出の部分につきましては、さらに60万5千円の内訳としましては、堀越様から寄附金50万円、それから、匿名の方から夏尾中学校の消耗品ということで5千円、それから、大王小学校の卒業生からということで、小学校の図書購入費ということで、指定寄附をいただいております。合わせて60万5千円ということでございます。

続きまして、議案第11号に入ります。

今回の6月議会に提案する6月の補正予算案でございます。教育委員会の歳入といたしまして、1ページをお開きいただきたいと思います。歳入予算総額171万5千円、それから開いていただいて裏の2ページに、歳出予算170万2千円を計上しております。

主な内容につきましては、歳出予算を中心にご説明をさせていただきます。

資料の6ページから開いていただきまして、先ほど申し上げました夏尾中学校への指定寄附の消耗品が5千円計上されております。7ページのほうは、中学生海外交流事業ということで、今回、派遣のための旅費の増額、それから受け入れる人数も補助が伴う引率の部分の増ということで、合わせて26万円、それから、小学校体育活動推進実践校研究事業ということで、県の指定を沖水小学校が今回、単年度で受けまして、その分の県の委託事業となりますが28万円補正予算を組んでおります。

開いていただきまして8ページ、これは先ほど申し上げました大王小学校の還暦の仲間が記

念として図書購入費をご寄附されましたその分の予算を10万円、そして9ページのほうには、先ほども申し上げました島津家史料修復事業ということで、本宅の襖の修理105万7千円を計上させていただいております。

歳出の部分で少し詳しくお話をさせていただきたいと思っております。

まず、主なものだけ申し上げますが、小学校体育活動推進実践研究事業ということで、これは県の委託事業となりますけれども、沖水小学校において、主体的に運動に取り組む児童の育成という研究がテーマで、今回の事業が予定されております。

今年度は、県北、県南、県央ということで、県央地区は宮崎市の佐土原小学校、県北地区は延岡市の土々呂小学校、そして、県南地区が沖水小学校ということで、研究の指定となっております。すべて、28万円の予算につきましては、県の負担ということで、今年の7月1日から来年の3月いっぱいまでの単年度事業ということになります。特に、今年度、県が小学校に初めて配置した体育専科の教諭、この教諭を活用しての6学年を対象にした授業を実施するというので、さらに小学校との中学校の体育教諭との連携、その他、関連校への体育教師への様々な情報提供、連携ということも組んでおります。そういう内容が県の小学校体育推進校の委託事業ということでございます。

それから、島津家史料修復事業につきましては、先ほど申し上げました堀越さんのほうから、実は平成26年度も60万円ご寄附をいただいております、昨年度は50万円ということで、110万円ご寄附をいただいております。これは、島津邸本宅の離れに位置する恭子様、久厚様のお母様、久友さんのおばあ様のお部屋の襖ということで、総数で12枚ございます。これは、更紗襖と呼ばれておまして、南蛮貿易により日本にもたらされた紋様を唐紙に刷り込んで、上張りに金を用いた伝統的なものということで、部屋の欄間の模様に合わせて製作されたものということです。日本家屋における伝統技術を伝えていくためにも大変貴重な史料ということで、特に4枚の劣化が激しいということで、今回補正を組みまして、文化財修復の精通した業者をお願いをするということでありまして、7月に契約をしまして、7月から2月までに修復作業をする。非常に貴重な文化財でございますので、時間がかかるということで、3月にはでき上がる。それ以外の部分の8枚につきましては、また、教育委員会のほうで新たに計上して検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○小西委員長

報告と議案についてお尋ねがありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、報告第35号を承認させていただきまして、議案第11号を決定させていただきます。

○小西委員長

それでは、学校教育課長より、報告第36号、37号、議案第12号、13号を続けてご説明お願いいたします。

○学校教育課長

それでは、報告第36号につきまして、1枚めくっていただきまして、臨時代理書でございますが、平成28年度学校運営協議会委員の委嘱及び任命についてでございます。

これは、毎回名簿を出しているものでございますが、ようやく残りの学校数も少なくなってきました。今回、ずっとめくっていただきますと、最後のページ、裏表紙のほうにまとめ

てあります。前回まで推薦した学校は37校、今回16校、今後推薦のある学校が2校ということでございます。現在、53校から学校運営協議会委員として推薦された者の数が371名、ただしこの中には2校の委員を兼ねている者もあり、小・中同じ人の名前が入っているものもあるということで、延べ数でカウントしてあります。

37号にまいります。1枚めくっていただきまして、臨時代理書でございます。

平成28年度都城市就学指導委員会委員の委嘱の変更でございます。発令日が平成28年5月23日となっております。委嘱期間はその日から3月31日までですが、変更する委員は、政所先生、小児科医でございますが、新しく隅明美先生を代わりに委嘱することにいたしております。

変更の理由は、政所先生自身が辞退をされたということでございます。詳細につきましては、3項目、次にページに上げております。先月5月11日付でこの委員の委嘱について承認をいただいたわけでございますが、その翌日でございます。政所先生から就学指導委員会委員の辞退の申し出がございました。これはどういうことかと言いますと、昨年度からこの就学指導委員会委員を委嘱されていますが、出会、出席したことが一度もなかったこと、また、業務上今年もちょっと無理だというお答えでございました。そして、この会に出席できる小児科医として、隅明美医師の推薦を受けたわけでございます。隅明美医師は、実際は小児科医なのですが、4の備考の欄をご覧ください。現在、隅産婦人科に勤務しております。当医院の娘であり、小児科医であります。子ども発達センターきらきらでの健診を担当しております。現在、藤元メディカル発達外来の担当をしております。重度障がい子どもたちへの在宅支援、フォローアップをしているところでございます。現在は、まだまだ勉強したいということで、発達障がいについての見地を深めるための研修に努めていらっしゃいます。就学指導委員会に積極的に出席したいというお考えを持たれておりますということでございます。

では続きまして、議案第12号 学校におけるフッ化物洗口のあり方検討委員会設置要綱の制定についてでございます。

設置要綱を別紙のように定めようとしているところでございますが、学校におけるフッ化物洗口のあり方を実施の可否も含めて検討するという会にしております。

では、実際に要綱をご覧ください。

初めて設置します要綱ですので、内容について説明させていただきます。

設置につきましては、第1条に、児童生徒のむし歯予防を進めるひとつの手段として、小・中学校におけるフッ化物洗口について、実施の可否も含めて検討するため、都城市学校におけるフッ化物洗口のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置するというようにしております。この検討会での検討事項につきましては、第2条にありますように、（1）学校におけるフッ化物洗口の導入に関する、可否も含めてでございますけれども、事項、（2）学校におけるフッ化物洗口に関して必要とされる事項、第3に、前2号に掲げるもののほか、検討会が必要と認める事項でございます。

組織についてご提案申し上げます。

第3条にありますように、別表に掲げる者をもって組織し、とあります。では1枚めくっていただきまして、別表第3条関係が出てまいります。歯科医師会の理事2名、小学校の校長会長、中学校の校長会長、PTA連絡協議会会長、北諸県郡薬剤師会理事1名、保健主事部会会長、保健主事部会理事長、理事長は先生方になっております。会長は校長でございます。養護教諭部会会長、養護教諭部会部長、この部長も養護教諭になっております。以上のようなメンバ

一で開き、フッ化物洗口のあり方について協議をしていきたいという旨の趣旨でございます。

続きまして、議案第13号でございます。

都城市特別支援教育推進事業実施要綱の一部を改正する目次についてでございます。

では1枚めくっていただきまして、都城市特別支援教育推進事業実施要綱の一部を改定する告示でございますが、次のように改正したいと思っております。第2条第2号の中に、「多動性や自閉症等の発達障害、又は障がいの疑いを」という場面がございますが、ここを「多動性障害、自閉症、学習障害等の発達障害、又はその疑い」に改めたいと考えております。また、第5条第1号の中に、「1人対して1人」を、「1人に対して1人」と「に」が抜けていましたので改めます。様式第1号及び第2号の中、「都城市教育委員会あて」となっている様式がありましたが、このところはすべて漢字書きになっておりますので、あてを漢字にさせていただきます。最後に、様式第4号中の「児童・生徒の状況」を、「児童・生徒の状況及び支援員の支援状況」に改めたいと思います。

具体的にもう少し説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、現行と改正後の案が新旧対照表によって表れております。このような形でございます。この学習障害等につきましては、12月議会の森議員のご発言によってこういうふうに変えたほうが良いという判断でございます。

では、最後のページになります。先ほど申し上げました中に、様式第4号第9条の場面がございました。一番上のほう、児童・生徒名の下にあたりますところに、児童・生徒の状況、ここまでしかなかったものを、及び支援員の支援状況、をつけ加えさせていただきました。このことにつきましては、ここに掲げているのが、自分は何をしたかというのを書かれないで、子どもの様子だけを書きあらわしてしまう支援委員が多くあらわれていたということで、このように改正させていただいたところでございます。

以上でございます。

○小西委員長

ただいまの報告と議案についてお尋ねがありましたら。

○島津委員

報告第37号ですが、ご辞退されたというのが、実際無理であったというのはよろしいのですが、事前に引き続きお願いしますというか、そういうご連絡を差し上げた時点では、何もおっしゃっていなかったのですか。

○学校教育課長

一応その時点ではOKをいただいた次第でございます。ところが、よくよくそれから考えられて、自分としては、この任には無理だということを決断されたということでございました。

○島津委員

早めにお返事がいただければ、ばたばたしなかったのではないかと思います。

○島津委員

今度は議案第12号なのですが、これについては、全国レベルなり、県レベルなり、何らかの指針なり、ご指導なりというものはあるのでしょうか。

○学校教育課長

実際には、これをしなさいとかいう指導等はありません。ただ、歯科医師会がよく言っているのは、これをやることによって効果が上がっているという実態は確かにございます。むし歯になる率は格段に減っているというのが、資料等で示されているようでございます。ただ、こ

れにつきましては、様々な問題を含んでおりました、学校でやるということにつきましては、希薄液をまず最初に作らないといけない、前の日に。これが500人規模の学校で同じようにやってくださいというお願いがあれば、これはちょっと無理がその時点であるということ。それから、フッ化物のフッ素自体が体にどういう影響を及ぼすかということについてはまだ解明されておりません。そういう点を含めた上で、この検討会で議論していただくということがいいのかなと思っております。

○島津委員

そのこと自体は、教育委員会として、主体的にこういうものを設置しようという話になってきたのか、あるいは、どこからかこういうものをやるべきだという推進の請願まではいかないでしょうけれども、何か働きかけとかが特にあったのか。

○学校教育課長

請願とかまでいかないのですが、歯科医師会が一番これを力を入れているところでございます。先週は歯科医師会から言われて、そして、こども課のほうから、私のほうへ打診があって、できないかという話もございました。それにつきましては、これを今から設置するので、その検討をここでお願いしますということを伝えました。

○教育長

もともとは議会で質問が出たのです。フッ化物洗口をほかの学校、宮崎はやっているの、それをすべきではないかという、去年でしたか、議員から出ました。私は研究しますと答えたのですが、その後、検討委員会を立ち上げたという経緯があります。ただ、これについては、全国的にみると、弁護士会などが反対の請願をしています。劇薬だとかいう話もありますし、今、課長が言われたように、学校でやるとなると、どこに保管するかとかの保管の問題から始まって、希釈液を誰が作るのかとかの問題、まずは保育課あたりでやってくださいという話があって、こちらのほうに来たのだと思います。歯科医師会としては、フッ化物洗口を進めていると言われておりますけれども、ただ実際に、宮崎の場合も、こういうものを口に含めない子どもたちもいますので、聞くところによると、あの子だけ何でやっていないの？と言われていけないので、水でやっているという話もあるのです。これはこれでまた難しいのです。水でやっていることがわかってしまうと、またまた問題になります。非常にデリケートな問題もあり、実際の手続きが煩雑だし、保管が大変だしということで、そういう意味では、検討委員会で検討していただくことになると思います。そういう背景がございます。

○島津委員

私も何かでちらっと記事か何かで読んで、確か、賛否両論だという話だった気がしていて、この検討会でもんでいただくと同時に、今、言われた宮崎などのほかの事例ではどういう整理でやられたかとか、そういう情報収集もされた上でやれば議論が深まるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○小西委員長

フッ素を初めてお聞きしたのが35年ぐらい前なのですが、それはどこからかという、三股の歯医者さんがむし歯の予防でフッ素治療をされるという、そういういいものがあるのというのを聞いたことがあるのです。それが、今に至ってこういうふうに議論されているというのは、慎重に極めていただく問題ではないかと思ったのですが、そのような考えでやっていただければと思います。

ほかにお尋ねはよろしいでしょうか。

○学校教育課長

前回質問があったことにつきまして、小学校図書館サポーターの1万円ずつついているのではないかというお話がございました。これについて、口頭でございますが、お答えさせていただきます。

20名、1人当たり1万円が予算化されておりました。おっしゃるとおりでございました。この20万円は、現金が支給されるわけではなくて、学校教育課で現物を支給しております。つまりは、初担当になられた方は、当初の7つ道具というのがあるらしくて、はさみとかのりとか、そういうものを出していくと。その中で、また足りなくなったものを足していくと。それから、学校だけで研修をしているわけではなくて、ここでよく研修をします。その時に、紙とか色々必要なものが出てきますので、そういうふうに使わせてもらっているということです。ですから、1人につき1万円が出ているのはそのとおりなのですが、実際には現物という形での支給です。

○教育長

現物支給をしているということですね。

○小西委員長

議会の質問は、その辺が両方あいまいだったような気がするのです。お金で出ているか、自前を出している色々なものをとか、というようなご質問がありましたから、今のお答えではつきりわかったと思います。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、報告第36号、37号を承認させていただきまして、議案第12号、13号を決定させていただきます。

○小西委員長

報告第44号、議案第19号を都城島津邸館長よりご説明お願いいたします。

○都城島津邸副館長

本日、館長が所用のためお休みですので、私、山下が代わってご説明いたします。よろしくお願いたします。

まず、報告第44号からですけれども、報告第44号 都城島津伝承館企画展「都城の人びとのくらしと文化」開催要項の制定についてです。

お渡ししておりますお手元の資料をご覧ください。都城島津伝承館企画展「都城の人びとのくらしと文化」開催要項という資料をご確認ください。

今回の展示の趣旨ですが、都城には、現在も古くから領主や庶民の信仰、まつり、美術工芸品など、文化と言われるものが非常に沢山伝わっております。こうした文化というものは、人々の暮らしの中で、歴史的、地理的、政治的、社会的な影響を受けながら、育まれてきたものと考えております。また、こうした文化は、都城の歴史、特に都城島津家の歴史とも深くかかわっていると考えております。また、こうした都城市の文化というものは、島津家、そして、ここに暮らす人々との関係の上で成り立っているということで、こうした観点から、都城固有の文化形成の歴史的経緯について、都城島津邸が所蔵しております史料をもとに紹介するというのが今回の展示の趣旨であります。

会期は、平成28年7月2日の土曜日から10月10日までということで、実質開館期間は87日間となっております。場所は都城島津伝承館です。

観覧料ですが、あとの議案第19号とも関連いたしますが、予定としまして、一般が210

円、大学生・高校生が160円、中学生以下を無料と考えております。括弧内の一般160円、大学・高校生の100円は、20名以上の団体料金となります。また、通常と同じで、本宅は別途小学生以上100円となっております。

今回、主な展示候補史料は、うちで持っております都城島津邸で収蔵しております肖像画、島津久道像とか、宮崎県指定文化財であります高麗虎狩図屏風、薩摩筒、火縄銃とか、あとは一般の人々の間で伝わっております田の神様、写真パネルになりますが、民俗芸能等を展示していきたいと考えております。

主な展示ストーリーは、まず、全体を第4章構成で考えております。第1章目が「都城の文化を探る」、第2章目が「都城盆地の人びとの文化」、第3章目が「島津領国に関わる文化」、そして、第4章目で「文化活動の展開と領主支配」という構成で見たいと思います。

第1章の「都城の文化を探る」は、この章では、文化をどういう切り口で見たいのか、ということを紹介するコーナーとして考えております。本展示では、文化を都城地域で人々が生き抜いていく中で作り出され、伝承してきた民俗芸能、信仰、祭礼道具などと位置づけて都城の文化について探っていくのですけれども、こうした文化というものは、大きく2つの観点から見ていけるということで、盆地としての地理的特徴、そして、歴史的特徴、都城島津家との関連、長い間の関係という、この2つの観点から文化の特徴について探っていくというコーナーにしたいと思っております。第2章目、「都城盆地の人びとの文化」というのは、都城盆地という地理的特徴を非常に帯びている都城独特の文化について紹介していきたいと考えております。都城の盆地、馬との関係とか、一門講とかいったものを紹介したいと思います。それと第3章目、「島津領国に関わる文化」というのは、都城が島津家との関係が非常に深いということで、こうした歴史的な特徴から見た文化ということで、六月灯とか、田の神様、諏訪神社の祭礼、またここでは都城領主家の文化ということで、武家文化についても紹介していきたいと思っております。そして最後に、こうした文化というものが、領主家とか、人々とか色々な庶民の人にも伝えられてきているのですが、その中で共通の文化を取り上げまして、文化が領主家と庶民との出会いの場となったという観点、行政運営といった領主家の観点から、文化を見ていきたいと考えております。

以上のような形で、今回の展示を考えております。

また、関連イベントとしまして、記念講演会を考えております。講師については未定でして、今、交渉中です。予定期日は、平成28年9月10日を候補として上げておりますが、他のイベントとの関連で決定していきたいと考えております。一応、日程的には10月10日までが会期となっておりますので、その間の9月10日ぐらいと考えております。この時期の後半になってくると、入館者数が減ってくる傾向がございますので、入館者をまた呼び戻すという意味で、日程を組んでいるところです。

それから、内覧会がありますが、特別展と違いまして、特に、開館セレモニーというものはやらないのですけれども、PRのためのマスコミ各社への内覧会をしたいと思っております。それと、ボランティアガイドの方がいらっしゃいますので、その方々が案内していただくための内覧会、ガイド説明を行ないたいと思っております。これはマスコミ各社と同時に予定しておりますが、ボランティアガイドの人たちとの研修等の関係で、日程が翌日になるかもしれませんが、一応、こうした形で考えているところです。

以上、報告第44号についてのご説明は終わります。

引き続き、議案のほうにいきます。

それでは、議案第19号「都城島津伝承館企画展「都城の人々の暮らしと文化」観覧料の設定について」ということでご説明いたします。

お手元の資料をめくっていただいて、「平成28年度企画展観覧料の設定について」をご覧ください。これについては、先ほどご説明いたしましたように、一般が210円、大学・高校生が160円、中学生以下無料としております。このようにした理由ですが、今までの当館企画展の一般入館料についてはお示ししましたとおり、ずっと210円でできております。また、史料の展示点数も大体例年どおりでございます。さらに、展示資料を借用してきているわけではなく、当館の収蔵史料が主であることを考慮しまして、観覧者が入館しやすい常設展と同じ料金で設定したいと思っております。

また、展示期間中に、夏休みを挟みます関係上、小・中学生に積極的に活用していただきたいということもございまして、小・中学生は無料にしたいと考えております。

一応、この観覧料については、都城島津邸条例の第8条第2項の規定で、特別展企画展等の観覧料については、教育委員会が決定するというようになっておりますので、提示したところでございます。

以上、議案第19号のご説明を終わりたいと思っております。

○小西委員長

ありがとうございました。

それでは、報告第44号と議案第19号関連してですが、お尋ねはありますでしょうか。

○島津委員

議案第19号、この件に直接ではないのですが、大体、210円、160円でやれているということですが、逆に他から何か借りてきたとか、そういうこともあって、これよりも高い料金をとったことが今までありましたでしょうか。

○都城島津邸副館長

特別展、企画展のときは、企画展というのがいわゆる収蔵史料を中心にした展示で、テーマを設けてやる展示で、特別展については、日本史の全体の中で位置づけようとする展示なものですから、他館の借用がございまして。そのために、搬送委託料とか、保険料とか、国宝重要文化財をかなり借用してくるものですから、そうした費用等を考慮しまして、若干高めに設定しております。大体400円か500円ぐらいで設定しているところです。

○島津委員

企画展については、この値段でということですか。

○都城島津邸副館長

そうですね。

○小西委員長

ほかにお尋ねはないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第44号を承認させていただきまして、議案第19号を決定させていただきます。

○小西委員長

議案第20号を学校給食課長よりご説明お願いいたします。

○学校給食課長

それでは、議案第20号「平成28年度都城学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」の説明をいたします。

学校給食課では、教育委員会の諮問に応じまして、給食センターの運営に関する重要なことにつきまして、調査・審議するために、都城市学校給食センター運営審議会を設置いたしております。都城学校給食センター条例第5条第1項によりまして、今回、別紙のとおり、17名の方に委員として委嘱しております。内訳といたしましては、知識経験を有する方が1名、小学校及び中学校の校長先生方6名、学校給食主任会の代表者1名、PTAの代表者6名、それと保健所、医師会、薬剤師会の代表者それぞれ1名ということでございます。任期が、6月1日から来年の5月31日までとなっております。委員の中で、女性の委員は今回6名ということでございますので、3割をめどにという水準は図られていると思います。

以上でございます。

○小西委員長

ありがとうございます。

お尋ねはないでしょうか。

○小島津委員

これから委嘱されるということですが、念のため確認ですが、メンバーの方で下から3番目に政所治道先生がおいでになるのですが、この前の別の議案で、就学指導委員会委員の委嘱を多忙ということで辞退された経緯があって、こちらのほうでは、遺漏なくお引き受けいただけるのかどうか。

○学校給食課長

これは、確認はいただいております、了解もっております。

○島津委員

ちなみ、先ほどのほうは、一度委嘱されたのだけれども辞退という形。お願いしたらOKと言われて委嘱したら、やはり辞退という形だったので、最終的にはもう一度確認はされたほうがいいかもしれませんので。

○学校給食課長

医師会のほうに推薦をお願いしまして、ご本人の了解もいただいているということで我々はお願したところです。

○島津委員

通常であれば私も気にならないのですが、たまたまこの前のようなご報告だったので。

○小西委員長

了解をいただいて、その後に辞退されて、別の方を選任されている事案がここにあるのです、同じ方で。ですので、もう一度確認を。

○学校給食課長

今月8日に辞令交付式を行う予定にしておりますので、一回確認をとってみたいと思います。

○小西委員長

これはどういうふうな、されるのですか。

○教育長

本人には確認を取ったのですか。

○学校給食課長

医師会のほうから一人ずつご推薦をいただいて、この人をお願いしますということで、本人の確認もいただいているということで、我々は進めています。

○教育長

こちらからは直接はしていないのですか。

○学校給食課長

はい。

○教育部長

再度、医師会のほうにもう一回ご本人に確認をしていただいて、確認をしてください。先ほどの件もありますので。

○小西教育長

そのようでよろしいでしょうか。

この議案は確定してから決定で、どうなのでしょう、どういう扱いを。

○教育長

今度辞令を渡されるのはいつでしたか。

○学校給食課長

8日です。

○島津委員

決定しないと他の方との兼ね合いがありますので、決定してから差し換えがあったら事項のように、訂正とかそういうようにいただく形といたしましょうか。

○教育長

一応ここで決定させていただいて、後で辞退があるかもしれないということで。

○小西委員長

それでは、この議題を決定させていただきますが、政所先生につきましては、医師会のほうからでももう一度ご本人の確認をとっていただいて、そして、そのあと、もう一度医師会のほうにご推薦をいただきようにして、ご報告をいただければと思いますので、よろしいでしょうか。

○学校給食課長

変更になった時だけでよろしいですか。

○小西委員長

そうですね。

○教育部長

一応これで決定いただいて、お願いをして、もう一度再度お願いをする。変更だった場合はまた、先ほどの学校教育課の例のような形でしていただければと思います。

○小西員長

そのようでよろしく願いいたします。で決定させていただきます。

○小西委員長

報告第39号、報告第40号、報告第41号を文化財課長よりご説明お願いいたします。

○文化財課長

文化財課でございます。今回3件の報告をお願いいたします。

最初に、報告第39号 平成28年度キッズボンパク「いざ！夏の陣～武将になって城跡探検～」開催要項の設定についてでございます。別紙をご覧ください。

小学校4年生から6年生15名を対象に、4月に文化財課が独自に実施しましたイベントを、今回、キッズボンパクの一環として開催するものでございます。市名の由来となっております。

ます都城跡を子どもたちに楽しく探検してもらい、郷土の歴史を知ってもらおうという企画のための開催要項の制定でございます。

続きまして、報告第40号 平成28年度夏季探検学習会「都城の地層模型作り」開催要項の制定についてでございます。

ただいま都城歴史資料館では、4月29日から9月4日まで、災害に向き合う人々と題しまして、企画展を開催しております。この展示に関わる関連事業といたしまして、子どもたち向けに体験学習会を開催するものでございます。別紙をご覧ください。

体験内容は、ペットボトルを利用しました地層模型づくりや地震の時起きる液状化現象の再現を予定しております。夏休み期間中でもありまして、子どもたちの自由研究の題材になるであろう内容となっております。この体験学習会の開催要項を制定するものでございます。

最後に、報告第41号 平成28年度巡回企画展「【緊急速報】 都城市内の遺跡からみた災害の爪あと」開催要項の制定についてであります。別紙をご覧ください。

毎年実施しております巡回企画展でございますが、これも資料館の企画展に連動した展示内容で、会場としまして、市立図書館、高城生涯学習センター、ウエルネス交流プラザの3ヶ所で順次開催する予定となっております。

これは、申し訳ございません。訂正をお願いします。会期の③平成29年1月18日から平成29年2月23日となっておりますけれども、平成29年1月23日までの会期でございます。申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

以上、3件の報告でございます。

○小西委員長

ありがとうございました。

それでは、3件の議案に関連してですが、お尋ねはありますでしょうか。

それでは、3件を承認させていただきます。ありがとうございました。

○小西委員長

報告第42号、報告第43号、議案第18号を美術館長よりご説明お願いいたします。

○美術館長

まず、報告第42号 平成28年度第63回都城市美術展の開催要項の制定についてでございます。

内容については、今回で63回目となっております。毎年の要項と大きくは変えておりません。会期につきましては、9月17日から10月2日、出品料は1点につき1500円で、1人3点までの出品が可となっております。作品の搬入日が8月27日土曜日、28日日曜日、9時半から4時半までとなっております。作品の審査につきましては、今、審査員の先生方と日程調整が完全にできておりません。8月31日から9月2日の間の2日間ということで、今現在、4名の先生方と調整中でございます。確定しましたら、ここを書きなおして、修正したものにかえたいと思います。

審査員につきましては、多摩美術大学教授の本江邦夫先生、山口県の周南市美術博物館の館長であります有田順一先生、宮崎大学の石川千佳子先生、同じく宮崎大学の山元宣宏先生の4名をお願いすることとしております。本江先生は、専門は美学、有田先生が写真、石川先生は美学美術理論、山元先生は書道家、書や書法がご専門でございます。表彰式は9月24日土曜日の午前中を予定しております。

関連事業としまして、審査の日に、審査講評会としまして、応募された方で希望される方に

ご案内をしまして、審査員の先生から講評をいただくということにしております。

それと、当日、平日ですので、来られない方のために、実行委員のほうで審査の先生方は帰られています、鑑賞会ということで、実行委員の先生方に作品とか、審査の解説を9月17日の土曜日に行う予定にしております。報告第42号については以上です。

続きまして、報告第43号 平成28年度の特別展「日本近代画の巨匠 和田英作展」の開催要項の制定についてでございます。

今年度は、鹿児島県垂水市、当時は垂水村ですが、の出身で、日本近代洋画の三傑とも言われる黒田清輝、藤島武二と並ぶ日本洋画の代表的な作家である和田英作の特別展を現在準備しています。会期につきましては、10月22日から11月27日までとなっております。観覧料につきましては、後ほど、議案第18号のほうで詳しく説明いたします。一般800円、高大生600円、中学生以下は無料ということで予定しております。

関連事業としまして、和田英作展の記念講演ということで、鹿児島市立美術館の副館長であります山西先生が和田英作の研究者としても有名な方ですので、講演会をお願いしようと思っております。その日は11月3日の予定で、今、交渉をしているところです。

それから、垂水市がここから距離的にも近いので、和田英作のアトリエが残っておりますので、そういったところの見学ツアーなどを、まだ詳細については未定ですが、今、計画をしているところです。

前売り券の販売等につきましては、8月上旬から始めたいと思っております。報告第43号については以上です。

続きまして、議案第18号ですが、報告第43号に関連するのですが、特別展「日本近代洋画の巨匠 和田英作展」の観覧料についてでございます。

観覧料につきましては、一般の当日券が800円、高大生が600円、中学生以下は無料となっております。割引となっておりますのが、前売り券、20名以上の団体、65歳以上の高齢者、障がいのある方、障害手帳・療育手帳をお持ちの方となります。それから、教育委員会の関連施設、歴史資料館、島津邸等からの半券をお持ちの方については、団体割引料金を適用するというのを今年も行いたいと思っております。

展覧会チラシ等を持って来ていただければ、100円割引券をチラシの一部につけておりますので、そちらと、今回初めてなのですが、何回も行きたいとのご希望がありまして、フリーパス券というものを今回初めて作ろうということで、今、計画しております。当日券を買うと800円なのですが、1000円払っていただければ、期間中何回でも入場できるというようなものを今回作ろうと思っております。

それから、今回のみなのですが、和田英作展ですので、名前にちなんで、和田さんとか、英作さんという方が自己申告で免許証とか、証明できるものを提示していただければ、無料にしようと思っております。

あと、文化の日は全員無料ということにしております。家庭の日につきましては、高校生以下の方が同伴していただければ、家族全員無料という取り扱いにしようと思っております。ちょうど、11月3日は山西先生の講演会の日でもありますので、この日は講演会も聞けて、入館も無料という非常にお得な日に設定になっております。以上です。

○小西委員長

ありがとうございました。お尋ねはありませんでしょうか。

報告第43号なのですが、ここを読んで、ちょっとしたことなのですが、大変、主観的なこ

となのですが、趣旨の文章の終わりから二行目、『平成の世となり、名の高さにひきかえ、忘れ去られつつある』という文章は確かにこうなのですが、名の高さにひきかえ、忘れられつつあるという、ちょっと切ないかなという感じがあって、もう少し表現を、これを何に出されるかわからないのですが、どうでしょう。経歴はすごい方で、評価もすごいんですけども、今、余り見られていないというような意味はわかるのですけれども。

○教育長

“忘れ去る”まではいらぬのではないですか。

○小西委員長

「名の高さに」というようなのが、表現が。

○美術館長

担当学芸員のジレンマというか、そういうのがここに出てきたのかなと、かなり実力も実績もある方なのに、わからないというのをどこかに入れたいという気持ちがこういう表現になったのだと思うので、ここはもう少し表現を変えるように指導いたします。

○小西委員長

していただければ、すみません、僭越です。

○教育長

スタンプラリーとかあるではないですか。これは指定施設というのは、どれに書いてあるのですか。

○美術館長

これも今、和田英作が垂水出身ですので、垂水市ではないのですが、隣の福山町に松下美術館という私立の美術館なのですが、和田英作の作品をかなり沢山収蔵しておりますし、大隅町の道の駅とか、垂水の道の駅とか、まだ、正式に許可をいただけていないので、鹿児島市立美術館とか、そういったところにオファーをしまして、承諾いただいたところでスタンプラリー的なものを企画しようかなと今現在準備をしているところです。

○教育長

これは何件回るのですか。

○美術館長

余り沢山でも期間中に周りつかないもので、2件か3件ぐらいにしようかなとは思っています。

○教育長

書いていないから、どこを回るかがわからないこと。プレゼントは何をくれるのですか。

○美術館長

そこを回ることによって、それぞれの施設で積極的に宣伝をしていただくということで、今考えているのは、松下美術館と垂水の道の駅あたりにチラシとポスター等を置いていただいて、これを持って行けばいいことがありますよというよう宣伝をしていただくとありがたいなと思っております。

○教育長

お茶一本とかそんなのですか。

○美術館長

そうですね、それぞれの施設で考えていただいてということで。

○島津委員

市美展のことでちょっと教えていただきたいのが、私も何回も毎年伺って、質問したことがなかったのですが、どのくらいの応募があって、その内、どのくらいが入選といたしますか、展示対象になっているのかというのが、ざくっとしたイメージで結構なのですが。

○美術館長

毎年、大体300点から350点ぐらいの応募がありまして、昨年度が、333点応募がありました。そのうち展示をしたものは、308点ということになります。落選というか、選外となられたものが25点、入賞が全部で27点ですね。

○島津委員

こういう言い方をすると失礼なのだけど、よほどある程度まで腕に覚えのある人はやるでしょうけれども、よほどレベルが低くなければ通っているという形なのではないでしょうか。それとも、それなりの方がそれなりのつもりで応募していらっしゃるのでしょうか。

○美術館長

市美展の場合は、回数も60年以上経っていますので、それなりの実力のある方が多いというのがありますし、基本はきたものは全部かけたいというのが基本のスタンスで、もともとが、美術の愛好家の方たちが審査をせずに、それぞれの作品を持ち寄って展示をしましょうというのが始まりでできあがっていますので、極力、美術館の物理的なスペースの問題が許せば、全部かけたいというのが基本スタンスで、面積の問題と、中には、審査員の先生がこれはちょっとという作品も何点かありますので、そういうのは落としておりますけれども、基本は持って来られた作品はすべてかけたいというスタンスで審査をしていると思います。

○小西委員長

市美展なのですが、作品相談会というのは、今までもありましたか。

○美術館長

作品相談会は、平成25年度の60回展から、それまでの絵画、写真、書、工芸と4部門だったものを部門を統一としまして、平面、立体という大きなくくりで募集審査を行うという形に変えましたので、なかなか旧のやり方から抜けだせないというか、そういう方も沢山いらっしゃるので、どういうふうに作品を製作していけばいいのかというのがわからないというお問い合わせ等もいただきまして、審査員の先生方にどういったふうに作品を作ればいいのか、どういったものがどの範疇に入るのかというようなことについての相談を受ける日を設けております。これまで3回実施しましたが、余り沢山は来られないのですが、過去3年間で大体10人程度ぐらいはご相談に来られる方がいらっしゃいます。

○小西委員長

これは、対象者は出品者に対する相談に答えられるという感じですか。

○美術館長

特に、初心者の方というか、これから出される方については、なかなか、平面、立体という表現ではわかりにくいという方もいらっしゃるのですが、今まで、書かれていらっしゃる方よりも初心者でこれから出したいのだけどという方のほうが多いと思います。

○小西委員長

わかりました。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第42号、43号を承認させていただきまして、議案第18号を決定させていただきます。

○小西委員長

報告第38号をスポーツ振興課長よりご説明をお願いいたします。

○スポーツ振興課長

報告第38号は、第52回宮崎県スポーツ少年団中央大会都城市北諸県郡ブロック大会の教育委員会共催につきまして、都城市スポーツ少年団本部から申請がございました。都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任等規則第4条に基づき、専決をいたしましたので、同条第2項の規定に基づいてご報告を申し上げるものでございます。

今年度のブロック大会につきましては、バレーボール、サッカーなど、9競技11種目につきまして、6月26日までの日程で、市内各会場で開催されております。各競技の代表チームが中央大会へと駒を進めるものでございます。例年、白熱した競技が繰り広げられまして、スポーツ少年団活動の活性化並びに競技力の向上、団員の交流と親睦の促進に大きく寄与している大会となっております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○小西委員長

報告第38号についてお尋ねはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第38号を承認させていただきます。

○小西委員長

議案第14号、議案第15号を生涯学習課長よりご説明をお願いいたします。

○生涯学習課長

議案第14号 都城市人権啓発推進協議会副会長及び幹事の委嘱についてご説明いたします。

副会長の委嘱につきましては、添付資料、都城市人権啓発推進協議会設置要項の第4条で規定しております。また、幹事の委嘱につきましては、同要項の第7条で規定しております。これに基づきまして、別紙関係資料のとおり、副会長は新任2名、再任3名の合計5名です。幹事につきましては、新任が5名、再任3名、合計8名を委嘱するものでございます。

なお、行政からあて職として任命する会長職であります岩崎副市長及び、副会長職であります黒木教育長、幹事職であります児玉教育部長及び関係課長7名につきましては、辞令行為を省略するものでございます。

また、任期につきましては、いずれも委嘱の日から平成29年3月31日までとなっております。

次に、議案第15号 都城社会教育委員及び都城市公民館運営審議会委員の委嘱について、ご説明いたします。

社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱につきましては、社会教育法及び都城市社会教育委員条例並びに都城市公民館条例に基づき、委嘱するものでございます。いずれも社会教育関係団体をはじめ、小・中学校からの推薦者を含む方々に兼務で委嘱しております。別紙のとおり、今回、新任8名、再任6名、合計14名の委員を委嘱するものでございます。

なお、委嘱につきましては、いずれも平成28年7月1日から平成30年6月30日までの2ヶ年となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小西委員長

ありがとうございます。

2つ議案について、お尋ねはありませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、お尋ねがないようです。

議案第14号、15号を決定させていただきます。

○小西委員長

報告第34号を教育総務課長よりご説明お願いいたします。

○教育総務課長

それでは、報告第34号 専決処分した事務 平成28年都城市教育委員会名義後援についてご説明いたします。

ページを開けていただきまして、平成28年5月2日から5月18日までに9件の名義後援を承認しておりますことを報告いたします。

以上でございます。

○小西委員長

名義後援の内容について、お尋ねがありましたらどうぞ。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第34号を承認させていただきます。

○小西委員長

議案第16号、議案第17号を図書館長からご説明をお願いします。なお、この案件については、まだ公表できる段階にないため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開とすることよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

全員異議なしとのことですので、議案第16号、第17号については、非公開とします。

以後、非公開

○小西委員長

それでは、議事が終わりましたが、本日、事務局から追加提案がありました議案第21号 島津教育委員会委員の辞職の同意についてを議題にいたします。

なお、島津委員の退席についての説明は、今、退席されましたので省略いたします。議案第21号について、教育総務課よりご説明お願いいたします。

○教育総務課長

それでは、追加議案第21号 都城市教育委員会委員の辞職の同意についてをご説明いたします。

島津委員から、平成28年7月31日をもって、教育委員を辞職する旨の辞職願が5月31日付で提出されました。辞職願のコピーのほうを添付しておりますので、ご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づきまして、教育委員会の同意を得る必要があるため、本案を提案するものでございます。

なお、市長の同意も必要となっておりますので、同様に、池田市長に対しても5月31日付で平成28年7月31日をもっての辞職願が提出されております。

以上で説明を終わります。

○委員長

それでは、ただいま説明をいただきましたが、採決いたします。

島津委員の辞職の申し出に同意することにご異議ございませんでしょうか。

[異議なし]

○小西委員長

残念ですけど、同意いたします。中原委員もそうだと思いますので、それでは、異議がないようですので、第21号は原案どおりに可決し、島津委員の教育委員の辞職に同意するということにさせていただきます。

議案は以上で終わりました。ありがとうございました。

12 その他

○7月定例教育委員会日程について

日程 平成28年7月6日(水) 13:30から

会場 南別館3階委員会室

○8月定例教育委員会日程について

日程 平成28年8月1日(月) 13:30から

会場 別途案内

○9月定例教育委員会日程について

日程 平成28年8月22日(月) 13:30から

会場 別途案内

以上で、6月の定例教育委員会を終了いたします。